相模原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

相模原市長 本 村 腎 太 郎

相模原市条例第13号

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第4第1号の表備考3中「別表第4第6号の表1の項」を「別表第4第7号 の表1の項」に改める。

別表第4中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同表第7号の表1の項中「別表第4第6号の表2の項の(1)」を「別表第4第7号の表2の項の(1)」に改め、同表2の項中「別表第4第6号の表6の項の(1)」を「別表第4第7号の表6の項の(1)」に改め、同号を別表第4第8号とし、同表中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同表第4号の表中「別表第4第3号の表3の項の(1)」に改め、同号を別表第4第5号とし、同表第3号の表1の項(1)中「及び第6号」を「及び第7号」に改め、同項(1)ア中「第6号の表3の項」を「第7号の表3の項」に改め、同項(3)ウ中「第6号の表3の項」を「第7号の表3の項」に改め、同項(3)ウ中「第6号の表3の項」を「第7号の表3の項」に改め、同項(3)ウ中「第6号の表3の項」を「第7号の表3の項」に改め、同号を別表第4第4号とし、同表中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この号において「令」 という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	令第137	建築物の大規模の修繕又は大規模の模様	1件	27,000 円
	条の12第	替をする場合における建築物の敷地と道		
	6項	路との関係に関する制限の適用除外に係		
		る認定の申請に対する審査		
2	令第137	建築物の大規模の修繕又は大規模の模様	1件	27,000 円

į	条の12第	替をする場合における道路内における建	
	7項	築に関する制限の適用除外に係る認定の	
		申請に対する審査	

別表第5第1号の表2の項中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に、「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に、「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に、「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に、「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に、「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に、「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に、「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改める。

別表第5第4号の表1の項中

Γ

法第5条第	1,000 万 立	1 件	91,000円
1項第1号	方メートル		
に該当する	以上のもの		
者が移動式	500 万 立 方	1 件	75,000 円
製造設備の	メートル以		
みを使用す	上 1,000 万		
る場合であ	立方メート		
って、当該	ル未満のも		
設備の処理	0)		
容積が右に	100 万 立 方	1 件	60,000 円
掲げる区分	メートル以		
ごとである	上 500 万 立		
もの	方メートル		
	未満のもの		
	50万立方メ	1 件	44,000 円
	ートル以上		
	100 万 立 方		
	メートル未		
	満のもの		

10万立方メ	1 件	27,000 円
ートル以上		
50万立方メ		
ートル未満		
のもの		
2万5,000立	1 件	21,000円
方メートル		
以上10万立		
方メートル		
未満のもの		
5,000 立 方	1 件	16,000 円
メートル以		
上2万5,000		
立方メート		
ル未満のも		
0		
0)		
1,000 立 方	1件	13,000 円
	1件	13,000円
1,000 立 方	1 件	13,000円
1,000 立 方 メートル以	1 件	13,000円
1,000 立 方 メートル以 上 5,000 立	1 件	13,000円
1,000 立 方 メートル以 上 5,000 立 方メートル	1件	13,000円
1,000 立 方 メートル以 上 5,000 立 方メートル 未満のもの		
1,000 立 方 メートル以 上 5,000 立 方メートル 未満のもの 200 立 方 メ		
1,000 立 方 メートル以 上 5,000 立 方メートル 未満のもの 200 立 方 メ ートル以上		
1,000 立 方 メートル以 上 5,000 立 方メートル 未満のもの 200 立 方 メ ートル以上 1,000 立 方		
1,000 立 方 メートル以 上 5,000 立 方メートル 未満のもの 200 立 方 メ ートル以上 1,000 立 方 メートル未		
1,000 立 方 メートル以 上 5,000 立 方メートル 未満のもの 200 立 方 メ ートル以 上 1,000 立 方 メートル メートル ボのもの	1件	11, 000 円
1,000 立 方 メートル以 上 5,000 立 方メートル 未満のもの 200 立 方 メ ートル以 上 1,000 立 方 メートル ボのもの 100 立 方 メ	1件	11, 000 円
1,000 立 方 メートル以 上 5,000 立 方メートの 200 立 方 メ ートル 立 方 メートル 立 ホ 満のもの 100 立 方 よ ートル以	1件	11, 000 円

を

法第5条第	1,000 万 立	1 件	91,000円
1項第1号	方メートル		
に該当する	以上のもの		
者が移動式	500 万 立 方	1 件	75,000 円
製造設備の	メートル以		
みを使用す	上 1,000 万		
る場合であ	立方メート		
って、当該	ル未満のも		
設備の処理	0)		
容積が右に	100 万 立 方	1件	60,000円
掲げる区分	メートル以		
ごとである	上 500 万 立		
もの(当該	方メートル		
者が当該設	未満のもの		
備について	50万立方メ	1件	44,000 円
液化石油ガ	ートル以上		
スの保安の	100 万 立 方		
確保及び取	メートル未		
引の適正化	満のもの		
に関する法	10万立方メ	1件	27,000円
律(昭和42	ートル以上		
年法律第	50万立方メ		
1 4 9 号)	ートル未満		
第37条の	のもの		
4第1項の	2万5,000立	1件	21,000円
許可を受け	方メートル		
ている場合	以上10万立		
を除く。)	方メートル		
	未満のもの		
	5,000立方	1 件	16,000円

に改め、同表5の項中「(昭

	メートル以		
	上2万5,000		
	立方メート		
	ル未満のも		
	0		
	1,000 立 方	1 件	13,000 円
	メートル以		
	上 5,000 立		
	方メートル		
	未満のもの		
	200 立 方 メ	1件	11,000円
	ートル以上		
	1,000 立 方		
	メートル未		
	満のもの		
	100 立 方 メ	1件	7,400 円
	ートル以上		
	200 立 方 メ		
	ートル未満		
	のもの		
法第5条第	1項第1号に	1件	6,000 円
該当する者を	び移動式製造		
設備のみを付	吏用する場合		
であって、	当該設備につ		
いて液化石	曲ガスの保安		
の確保及び国	取引の適正化		
に関する法律	津第37条の		
4第1項の記	午可を受けて		
いるとき。			

和42年法律第149号)」を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。